

国営旭東土地改良事業聖和地区換地委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が北海道から受託する国営旭東土地改良事業聖和換地区の換地業務を適正かつ円滑に遂行するために、旭川市換地委員会条例（以下「条例」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第1項第1号に掲げる資格を有する者として委嘱された委員が、その資格を喪失した時には、委員としての資格も喪失する。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠については、その要否を委員会で協議し、議決に応じて市長が新たに委員を委嘱する。

(会議録)

第3条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した会議録を調製し、委員会において選任された会議録署名（記名）人が署名又は記名押印しなければならない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年9月26日から施行する。